○内閣府令第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第三項及び第四項並びに第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で

改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（信号の表示） 第三条の二　令第二条第三項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。 2　令第二条第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者及び自転車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。	（信号の表示） 第三条の二　令第二条第三項又は第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。 ［項を加える。］
（教習の時間及び方法） 第三十三条　［1～4　略］ 5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。 一　技能教習については、次のとおりとする。 ［イ～カ　略］ ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、三時限（基本操作及び基本走行（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対するものを除く。）にあつては、二時限）を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限	（教習の時間及び方法） 第三十三条　［1～4　同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ ［イ～カ　同上］ ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、基本操作及び基本走行については二時限（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものについては、三時限）を、応用走行については三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合は、

の教習を行わないこと。ただし、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行を行う場合及び複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。

タ　ヨの規定にかかわらず、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許（別表第四において「ＡＴ小型限定普通二輪免許」という。）に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）一人に対する一日の教習時間は、四時限（基本操作及び基本走行にあつては、三時限）を超えないこと（一日に三時限以上の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、一日に四時限の教習を行うときは、二時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に一時限に相当する時間以上の休息時間を置くこと。

レ　［略］

ソ　レの規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所

連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行を行う場合及び複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、当該教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、合計三時限を超えてはならない。

［号の細分を加える。］

タ　［同上］

レ　タの規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所

のコースその他の設備において行うこと。

ツ～ム　［略］

二　学科教習については、次のとおりとする。

［イ～ヘ　略］

ト　前号ラに定める期間内に修了すること。

6　［略］

（技能検定）

第三十四条　［略］

2　卒業検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　前条第五項第一号ラに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

［二・三　略］

3　修了検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　前条第五項第一号ラに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に限り行うこと。

［二・三　略］

四　修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ラに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受け

のコースその他の設備において行うこと。

ツ～ラ　［同上］

［号の細分を一つずつ繰り下げる。］

二　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　前号ナに定める期間内に修了すること。

6　［同上］

（技能検定）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

一　前条第五項第一号ナに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

［二・三　同上］

3　［同上］

一　前条第五項第一号ナに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に限り行うこと。

［二・三　同上］

四　修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ナに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受け

た後でなければ次の修了検定を行わないこと。

（指定前における教習の基準）

第三十四条の三　令第三十五条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ラ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ラ」と読み替えるものとする。

2　［略］

た後でなければ次の修了検定を行わないこと。

（指定前における教習の基準）

第三十四条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ナ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ナ」と読み替えるものとする。

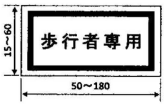
2　［同上］

別記様式第一の二（第三条の二関係）

1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）に対して表示する標示



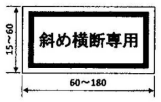
又は



2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示



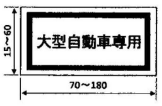
又は



3　車両又は特定の車両に対して表示する標示



又は



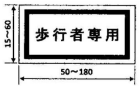
備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。3において同じ。）に対して表示する標示



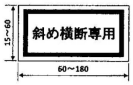
又は



2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者に対して表示する標示



又は



3　歩行者及び自転車に対して表示する標示



又は



4　車両又は特定の車両に対して表示する標示



又は

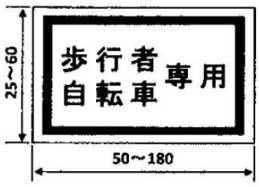


備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



又は



備考　1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。

2　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

［様式を加える。］

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

［略］
備考　［１～12　略］ ［削る。］ 13　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。 14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［略］

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

［同上］
備考　［１～12　同上］ 13　この表において、ＡＴ小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。 14　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。 15　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の二の改正規定、別記様式第一の二の改正規定及び別記様式第一の二の次に一様式を加える改正規定　公布の日

二　次項及び第三項の規定　公布の日から起算して三年を経過した日

（道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令の一部改正）

2　道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成八年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

（経過措置）

3　前項の規定の施行の際現に道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令附則第二項の規定により普通

自動二輪車に係る指定を受けた指定自動車教習所とみなされる自動車教習所が行う普通自動二輪車に係る教習を受けている者に対する当該教習については、道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号への規定にかかわらず、運転シミュレーターを使用しないことができるものとする。